



# データでみる やまなしの男女共同参画

## 男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。

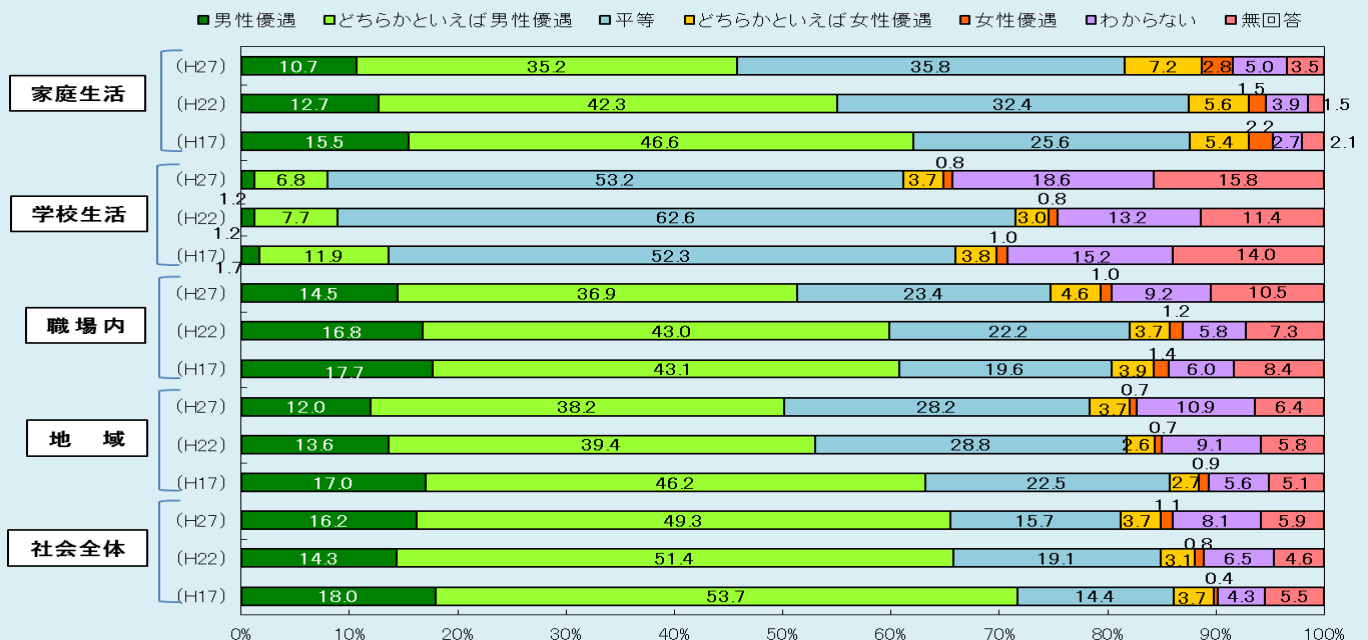
(男女共同参画社会基本法第2条、山梨県男女共同参画推進条例第2条抜粋)

## なぜ男女共同参画社会の実現が必要なのか？

男女共同参画社会の実現は、日本国憲法の理念でもある個人の尊重、法の下での平等に基づく普遍的な課題です。また、少子高齢化、人口減少社会への移行、国際化の進展など、社会経済情勢の急速な変化に対応しながら豊かな社会を築いていくためにも、女性の社会参画を促進し、社会全体としてその能力を有効に活用していく必要があります。

## 男女共同参画に関する意識

各分野における男女の平等の意識

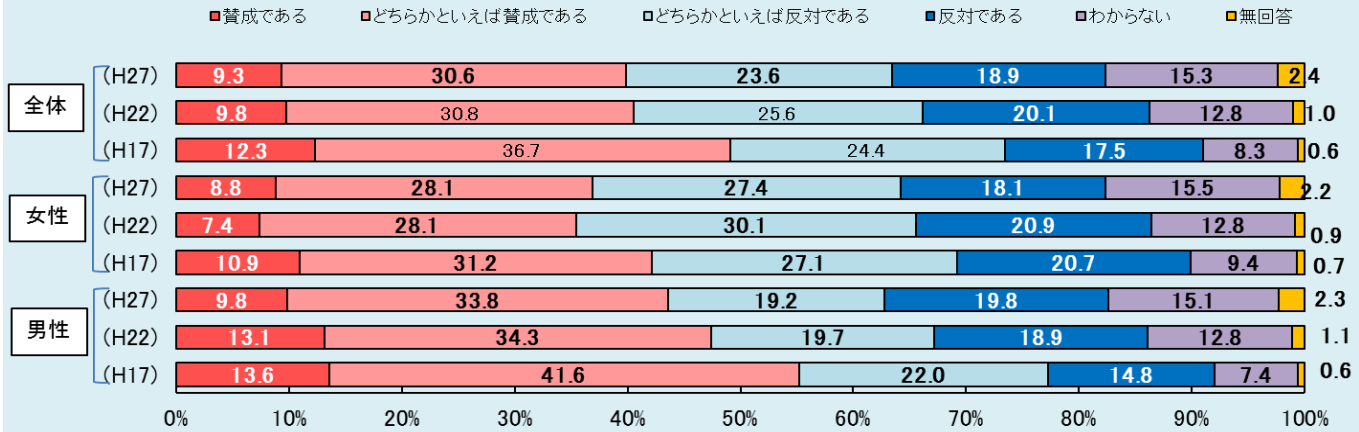


(資料：県民生活・男女参画課「平成 27 年度 男女共同参画に関する県民意識・実態調査」)

【学校生活で】『平等』が 53.2%と半数を超えているものの、他の分野においては、1～3割程度となっています。経年比較で見ると【家庭生活で】【職場内で】『平等』が多くなっており、『男性優遇』は全ての分野で少なくなっています。

※集計(グラフ)は、小数点第2位を四捨五入しており、数値の合計が100%にならない場合があります。

### 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えについて

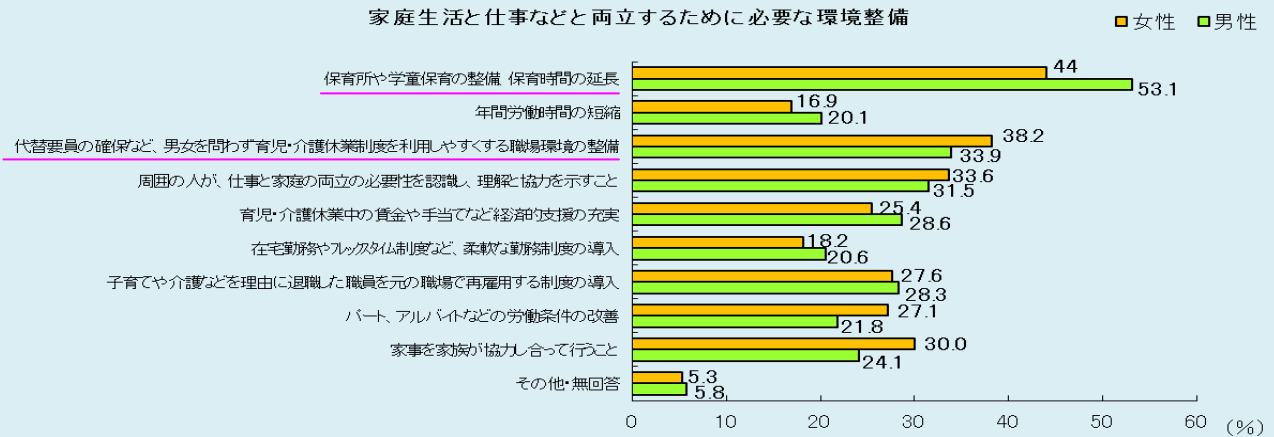


(資料：県民生活・男女参画課 「平成 27 年度 男女共同参画に関する県民意識・実態調査」)

全体では、『どちらかといえば賛成である。』が 30.6%と最も多く、性別で見ると、『賛成である。』+『どちらかといえば賛成である。』は、男性が 43.6(9.8+33.8)%、女性が 36.9(8.8+28.1)%と、男性の方が 6.7 ポイント高くなっています。

経年比較で見ると全体では、平成 17 年度調査は『賛成である。』+『どちらかといえば賛成である。』が最も多く、平成 22 年度・平成 27 年度調査は『反対である。』+『どちらかといえば反対である。』が最も多くなっています。

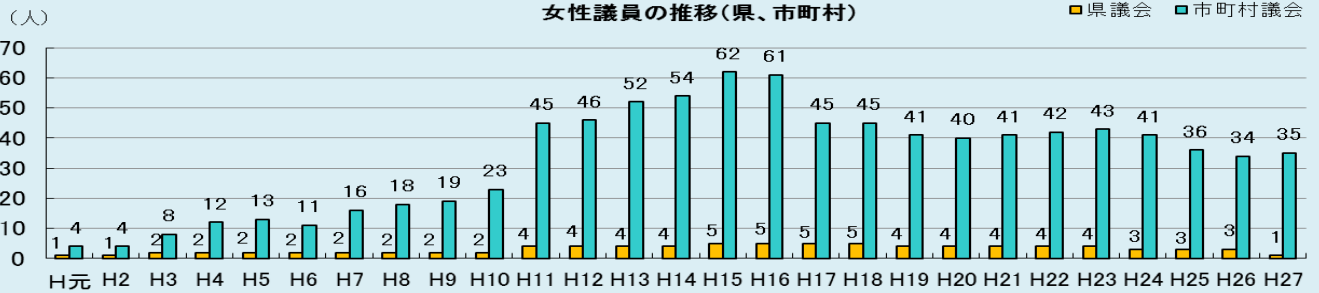
### 家庭生活と仕事などと両立するために必要な環境整備



(資料：県民生活・男女参画課「平成 27 年度 男女共同参画に関する県民意識・実態調査」)

男女とも『保育所や学童保育の整備、保育時間の延長』が最も多く、次いで『代替要因の確保など、男女を問わず育児・介護休業制度を利用しやすくする職務環境の整備』が多くなっています。

## 女性の参画

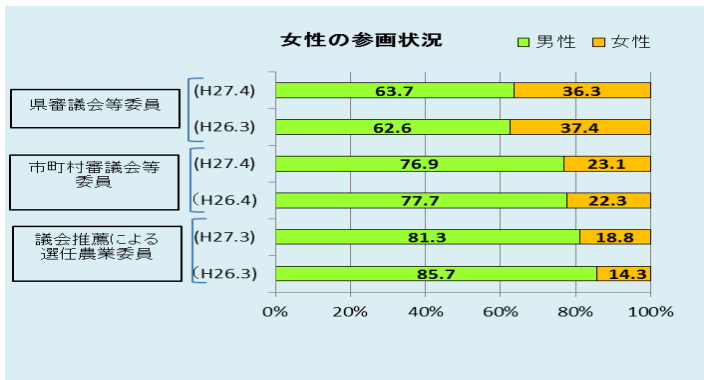


(資料：H27 年度 県民生活・男女参画課調べ)

H27 年度の女性議員の議員総数に対する割合は、県議会では減少し、市町村議会では、微増しています。

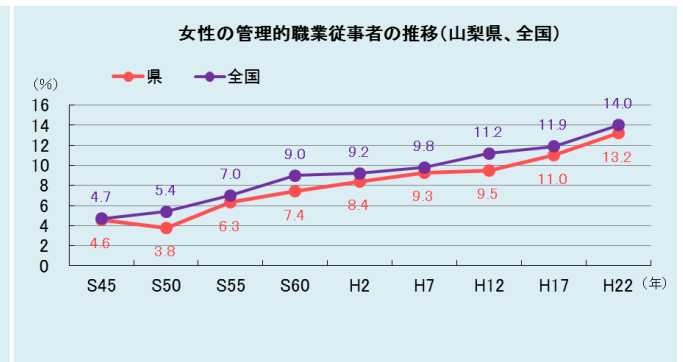
※ 県議会 11.4%(H22.4)、7.9%(H23.5)、7.9%(H24.4)、8.1%(H25.4)、8.3%(H26.4)、2.6%(H27.4)

※ 市町村議会 9.1%(H22.12)、9.5%(H23.12)、9.4%(H24.12)、7.9%(H25.11)、7.9%(H26.12)、8.2%(H27.12)



(資料：H27年度 県民生活・男女参画課調べ)

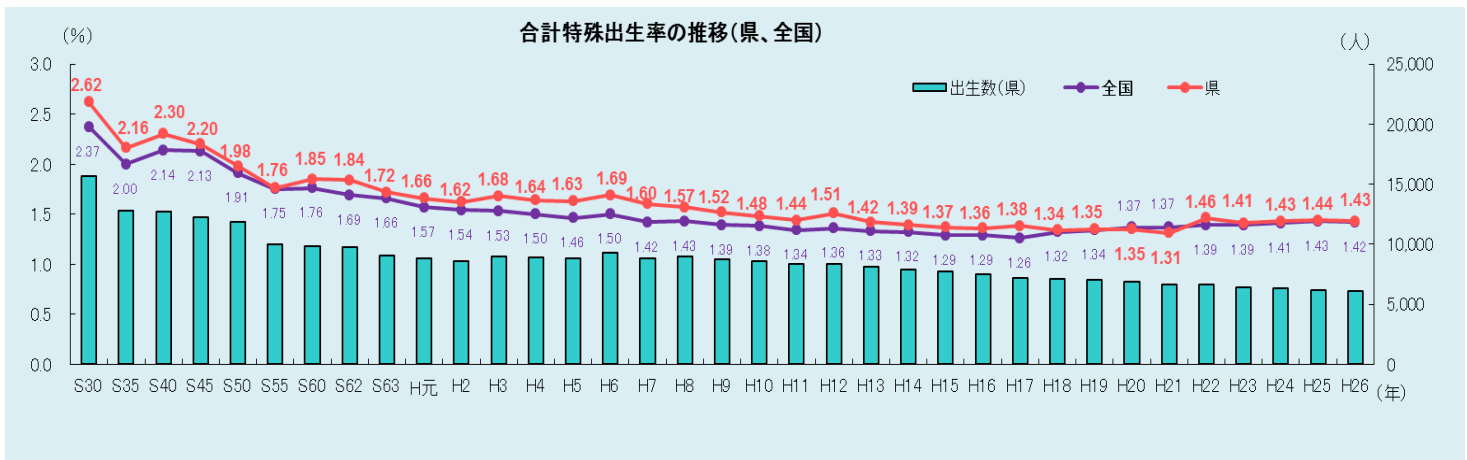
審議会等の女性委員の割合は、県では微減し、市町村では微増しています。



(資料：総務省統計局「H22年度 国勢調査報告」)

就業者全体に占める、女性の管理的職業従事者の割合は、全国値を下回っていますが、増加傾向にあります。

## 少子化

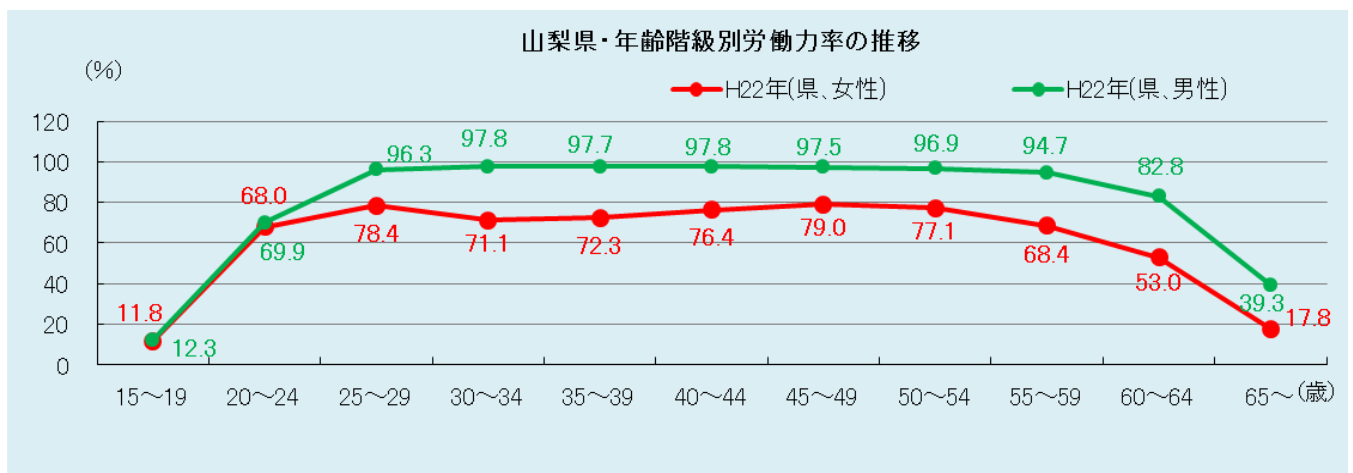


(資料：厚生労働省「H27年度 人口動態調査」)

合計特殊出生率が、2.08 を下回ると将来の人口は自然減になるといわれています。平成 26 年は、全国(1.42)、本県(1.43)ともに前年をわずかに下回りました。また、本県の出生率は全国値を若干上回っています。

※合計特殊出生率：15 歳から 49 歳まで(再生産年齢)の女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が再生産年齢を経過する間に、その年の年齢別特殊出生率に基づいて子どもを産んだと仮定した場合の平均出生児数。

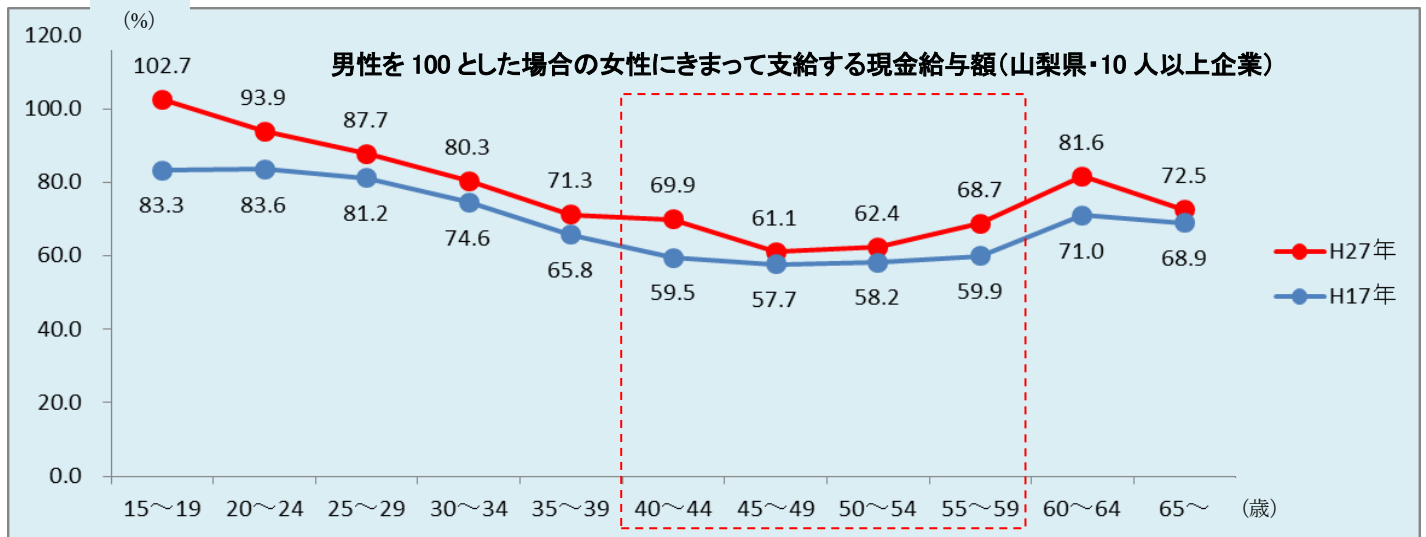
## 労働力



(資料：総務省統計局「H22年度 国勢調査報告」)

労働力率は、男性と女性で格差が見られます。また、女性の労働力率も依然としてM字カーブ(※P8 キーワード参照)を描いています。

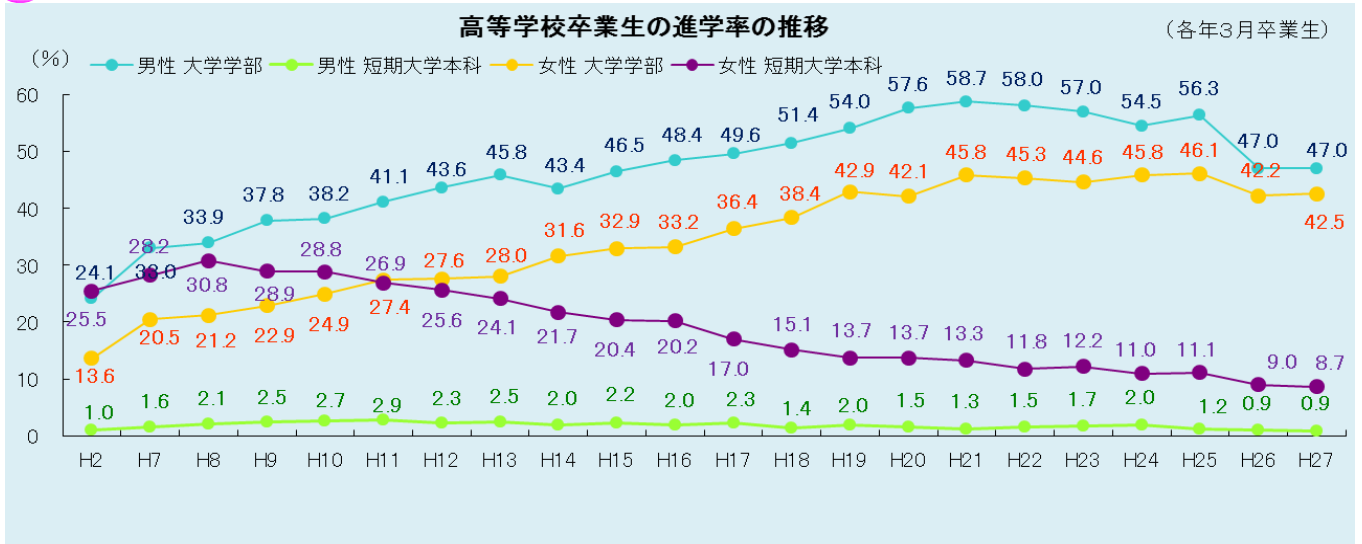
※労働力率：15 歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合



(資料：厚生労働省「H27 賃金構造基本統計調査」)

10年前(H17年)と比較すると、男性に近づいていますが、40歳から60歳まででは男性の7割未満となっています。

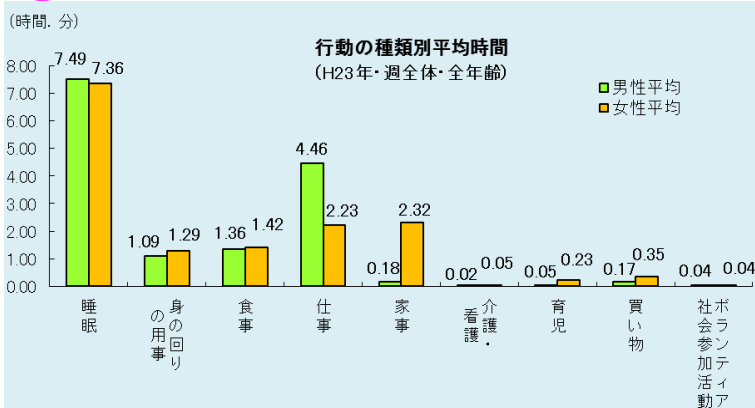
## 進学



(資料：文部科学省「H27年度 学校基本調査」)

平成27年3月の高等学校卒業生の進学率は、『男性の大学学部進学』が47.0%で、平成2年24.1%のおよそ2倍、また『女性の大学学部進学』は42.5%で、平成2年の13.6%のおよそ3倍となっています。

## 家庭



(資料：総務省統計局「H23年 社会生活基本調査報告」)

「仕事時間」週全体・全年齢の「平均仕事時間」は、男性が4時間46分、女性が2時間23分となっていて、平成18年調査(男性4時間59分、女性2時間32分)よりも減少しています。

「家事・育児などの家事関連時間」週全体・全年齢の「平均家事時間」は、男性18分、女性2時間32分で、(平成18年調査では男性17分、女性2時間34分)また、「平均育児時間」は、男性5分に対し女性23分(平成18年調査では男性4分、女性22分)、となっており、いずれも男性は増え、女性は減っています。

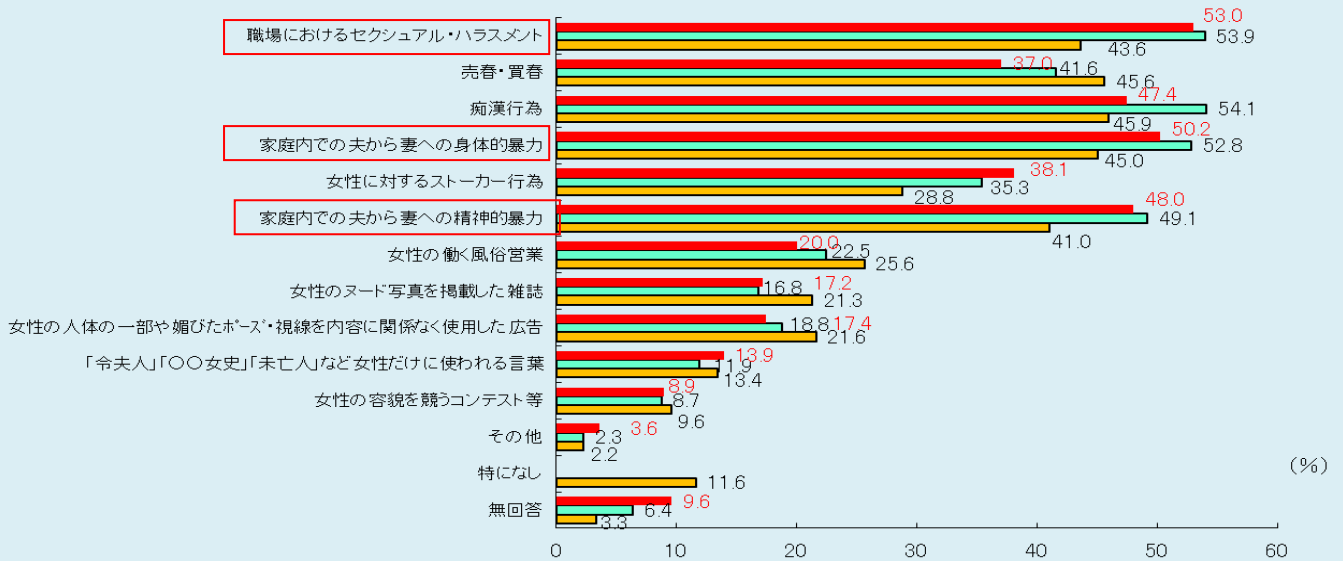
総合的な「家事関連時間(家事、介護・看護、育児、買い物の合計)」では、男性42分、女性3時間35分となり、平成18年調査(男性38分、女性3時間35分)と比べ、男女差が縮小しています。



## 女性の人権

### 女性の人権に関する意識

■H27 ■H22 ■H17



(資料：県民生活・男女参画課 「平成27年度 男女共同参画に関する県民意識・実態調査」)

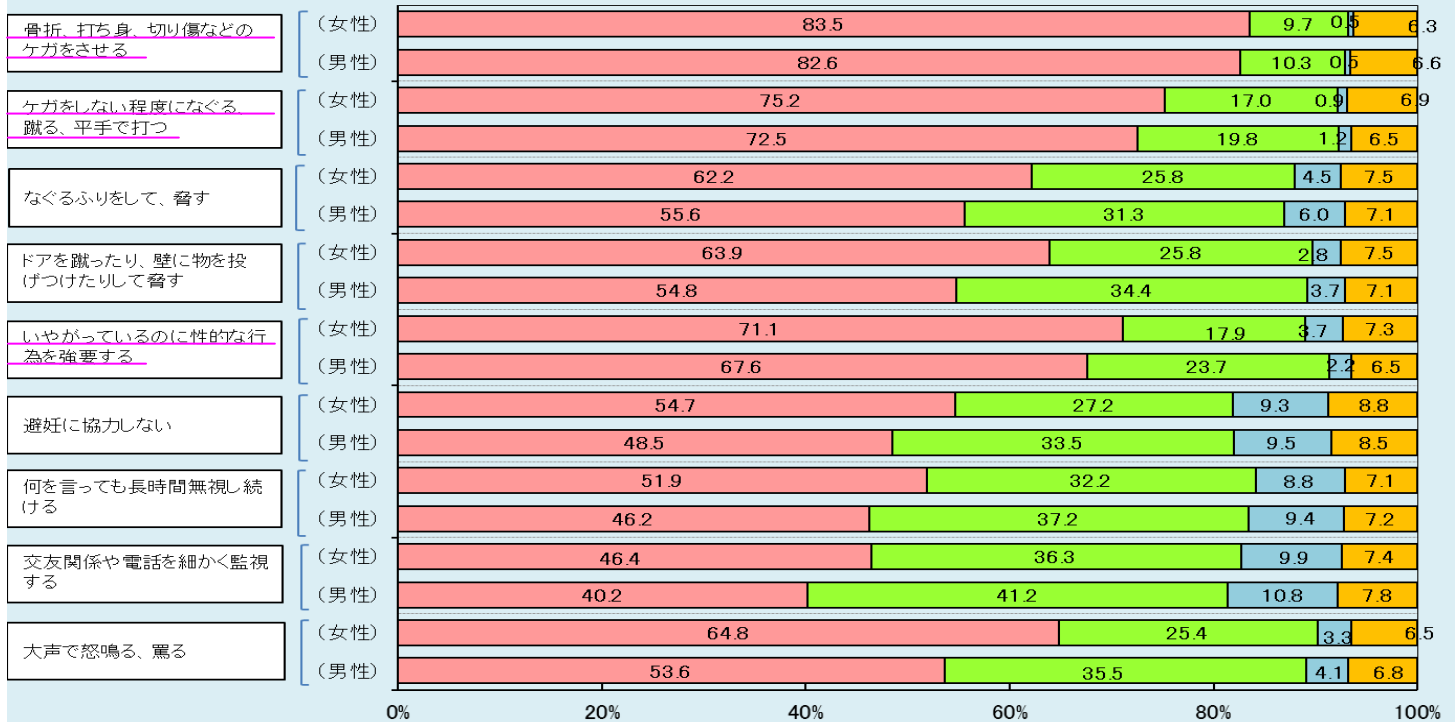
“女性の人権が尊重されていない。”と感じることとして、『職場におけるセクシュアル・ハラスメント(53.0%)』が最も多く、次いで『家庭内での夫から妻への身体的暴力(50.2%)』『家庭内での夫から妻への精神的暴力(48.0%)』となっています。



## 夫婦間の暴力

### 夫婦間で行われた場合に暴力と認識される行為

■どんな場合でも暴力にあたると思う ■暴力にあたる場合とそうでない場合とあると思う ■暴力にあたるとは思わない ■無回答



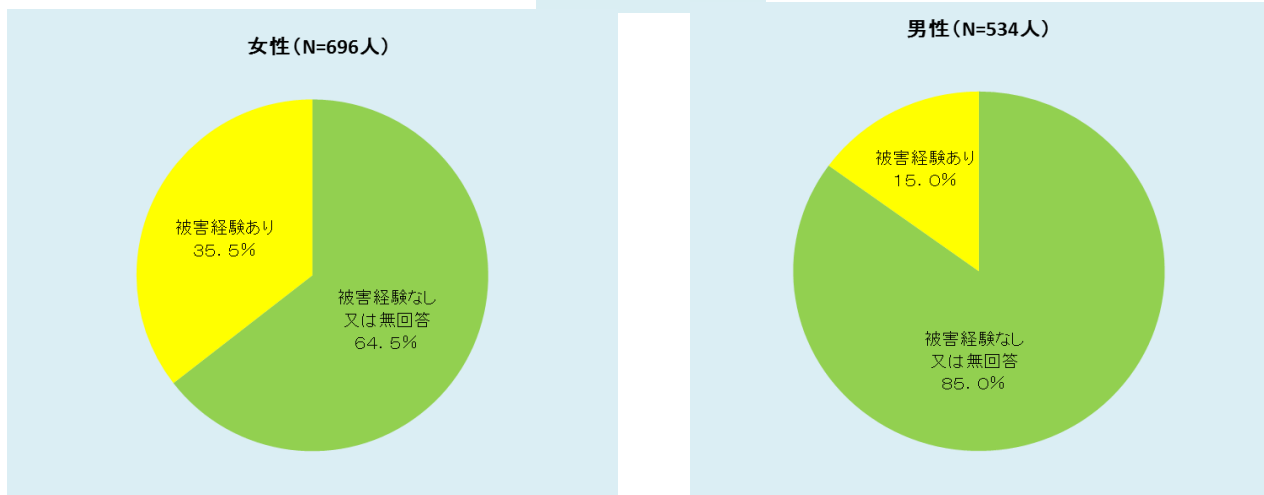
(資料：県民生活・男女参画課 「平成27年度 男女共同参画に関する県民意識・実態調査」)

夫婦間における暴力は、男女共に『骨折・打ち身・切り傷などのケガをさせる』『ケガをしない程度になぐる・蹴る・平手で打つ』『いやがっているのに性的な行為を強要する』で「どんな場合でも暴力にあたると思う」が6割を超えています。

一方、『交友関係や電話を細かく監視する』が5割を下回っています。

## 配偶者からの暴力の被害経験

### 配偶者からの被害経験の有無



(資料：県民生活・男女参画課 「平成 27 年度 男女共同参画に関する県民意識・実態調査」)

配偶者からの暴力の被害経験があると回答した人は、女性が35.5%、男性が15.0%となっています。

(単位：%)

配偶者からの被害経験の有無	全くない		被害経験あった	
	女性	男性	女性	男性
殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行をうけた。	68.4	77.9	22.7	8.8
あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような言動をうけた。	76.6	80.9	13.3	4.8
人格を否定されるようなひどい暴言をうけた。	66.2	75.7	24.3	10.7
いやがっているのに性的な行為を強要された。	76.0	83.9	13.5	2.1

(資料：県民生活・男女参画課 「平成 27 年度 男女共同参画に関する県民意識・実態調査」)

女性の被害経験は「人格を否定されるようなひどい暴言をうけた。」が24.3%で最も多く、「殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行をうけた。」が22.7%と続いています。

一方、男性は「人格を否定されるようなひどい暴言をうけた。」が10.7%で最も多くなっています。

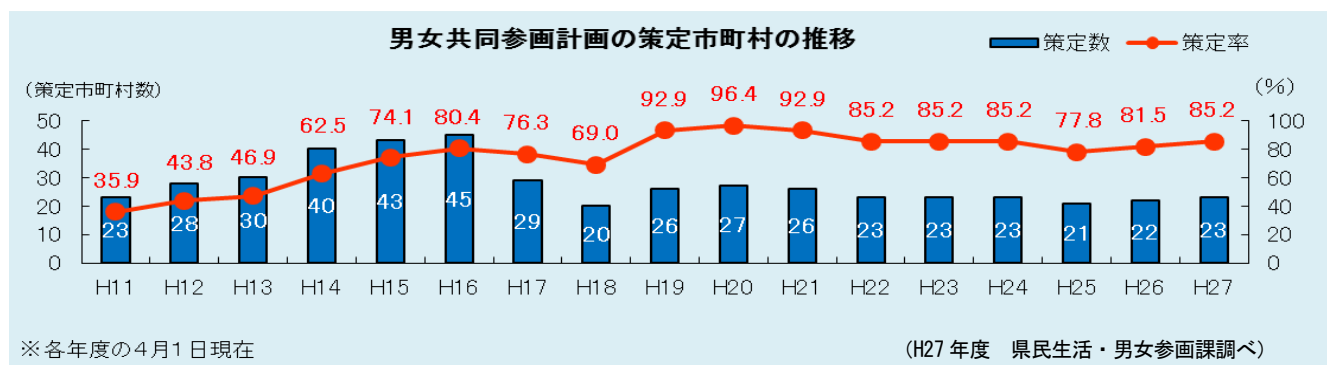
## 市町村の状況

### 男女共同参画に関する条例の制定状況

市町村における制定率は、平成 27 年4月1日現在74.1% (20/27 市町村) となっています。全国で7番目に高い制定率です。策定市町村：甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町

### 男女共同参画に関する計画の策定状況

男女共同参画計画を策定している市町村は、23 市町村で、県全体で85.2%の策定率となっています。(全国では第27位です。)





# 国際社会における日本の状況

## 人間開発指数 (HDI) 20位

2014

順位	国名	値
1	ノルウェー	0.944
2	オーストラリア	0.935
3	スイス	0.930
4	デンマーク	0.923
5	オランダ	0.922
6	ドイツ	0.916
6	アイルランド	0.916
8	米国	0.915
—	—	—
20	日本	0.891

2014 の人間開発指数(HDI)は188か国中20位です。  
(2013年は185か国中17位)

## ジェンダー不平等指数 (GII) 26位

2014

順位	国名	値
1	スロベニア	0.016
2	スイス	0.028
3	ドイツ	0.041
4	デンマーク	0.048
5	オーストリア	0.053
6	スウェーデン	0.055
7	オランダ	0.062
8	ベルギー	0.063
—	—	—
26	日本	0.133

2014年のジェンダー不平等指数(GII)は155か国中26位です。  
(2013年は152か国中25位)

(資料：国連開発計画「人間開発報告書 2015」)

### HDI:人間開発指数(Human Development Index)

人間開発の3つの基本的な側面「健康で長生きできるかどうか」、「知識を得る機会があるかどうか」、「人間らしい生活を送れるかどうか」について、長期にわたる進歩の度合いを測定するための総合的な指標

### GII:ジェンダー不平等指数(Gender Inequality Index)

「性と生殖に関する健康」、「エンパワーメント」、「経済活動への参加」で、女性がどの程度不利な状況におかれているかをあらわす指数

# 男女共同参画社会の実現に向けた山梨県の取組

## 山梨県男女共同参画推進条例（平成14年3月公布・施行）

### ●基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

## 第3次山梨県男女共同参画計画（平成24年2月策定）

### ●基本的考え方

男女共同参画社会の実現に向けて、条例を基本に国の男女共同参画基本計画、県民意識・実態調査の結果、第2次計画の数値目標の達成状況、社会経済環境の変化などを勘案し策定しました。

### ●計画の性格

「男女共同参画社会の形成」を目指し、山梨県における男女共同参画施策の基本となる、男女共同参画社会基本法に基づく法定計画です。また、県、県民、事業者が市町村、関係団体と連携して、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となるものです。

### ●計画期間 平成24年度から28年度までの5年間

### ●計画内容

5つの基本目標と13の重点目標を設定し、重点目標ごとに「現状と課題」、「施策の方向」、「成果目標」を記載しています。

# 男女共同参画キーワード

## 社会的性別（ジェンダー）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）」という。

## 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

## M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

## 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの

## リプロダクティブ・ヘルス／ライツ （性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは1994年の国際人口／開発会議等において「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

## 仕事と生活の調和 （ワーク・ライフ・バランス）

平成19年12月18日に「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。

ワーク・ライフ・バランス憲章では仕事と生活の調和が実現した社会を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義している。

## エンパワメント

政治、経済、社会、家庭などのあらゆる分野で、自分たちのことは自分たちで決め、行動できるような能力を身につけること。

第4回世界女性会議（1995年）以降、女性自身が企画や政策・方針決定の場に参画し、社会を変えていく力を身につけることとして、女性問題の取組の中でも重要視されている。

## ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

## ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考する役割モデル。一人一人が具体的に自分にあつたチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されている。

## ドメスティック・バイオレンス（DV）

「ドメスティック・バイオレンス」とは、英語の「Domestic（家庭内の）Violence（暴力）」をカタカナで表記したもの。略して「DV」と呼ばれることもある。

夫婦やパートナー間などの親密な関係にある、又はあつた者から振るわれる暴力で、DVには「身体的暴力」・「精神的暴力」・「性的暴力」などの様々な形態がある。

DVは、被害を受ける人の人権を著しく侵害する問題ですが、これまでの相談件数や調査結果等から少数の人だけが被害を受けているのではなく、多くの人が被害を受けていることが分かっている。

また、近年は若年層における交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）の被害も深刻化している。

企画／発行 山梨県企画県民部 県民生活・男女参画課

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 Tel055-223-1358

URL <http://www.pref.yamanashi.jp/kenmin-skt/index.html>

☆山梨県県民生活・男女参画課のホームページから各種情報をご覧いただけます。